隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定

茨城県教育委員会，栃木県教育委員会，群馬県教育委員会，埼玉県教育委員会，千葉県教育委員会，東京都教育委員会，神奈川県教育委員会，新潟県教育委員会，富山県教育委員会，石川県教育委員会，福井県教育委員会，山梨県教育委員会，長野県教育委員会，岐阜県教育委員会，静岡県教育委員会，愛知県教育委員会，三重県教育委員会，滋賀県教育委員会，京都府教育委員会，大阪府教育委員会，兵庫県教育委員会，奈良県教育委員会，和歌山県教育委員会，鳥取県教育委員会，島根県教育委員会，岡山県教育委員会，広島県教育委員会，山口県教育委員会，徳島県教育委員会，香川県教育委員会，愛媛県教育委員会，高知県教育委員会，福岡県教育委員会，佐賀県教育委員会，長崎県教育委員会，熊本県教育委員会，大分県教育委員会，宮崎県教育委員会，鹿児島県教育委員会，沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は，隣接する県立高等学校（以下「隣接県立高校」という。）の入学志願者の取扱いについて，次のとおり協定する。

（隣接県立高校に入学する者の取扱い）

第１条　隣接県立高校に入学する者は，当該隣接県立高校の通学区域内に住所を有する者又は当該隣接県立高校の通学区域内に住所を有する者と同一の世帯に属する者であって，当該隣接県立高校の通学区域内から通学するものとする。

２　隣接県立高校に入学する者は，当該隣接県立高校の通学区域内に住所を有する者又は当該隣接県立高校の通学区域内に住所を有する者と同一の世帯に属する者であって，当該隣接県立高校の通学区域内から通学するものとする。

３　隣接県立高校に入学する者は，当該隣接県立高校の通学区域内に住所を有する者又は当該隣接県立高校の通学区域内に住所を有する者と同一の世帯に属する者であって，当該隣接県立高校の通学区域内から通学するものとする。

（志願者の取扱い）

第２条　隣接県立高校に入学志願者について，県内の公立高等学校と平等に取り扱わなければならない。

（県内の公立高等学校との併願の禁止）

第３条　県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。

２　県外の公立高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学しようとする者は，県外出願証明書の交付を受けた後でなければ，県内の公立高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学志願者として取り扱わない。

（隣接県立高校の通学区域）

第４条　隣接県立高校の通学区域は，隣接県教育委員会と協議して，当該隣接県立高校の属する市町村の全部又は一部を定める。

２　隣接県立高校の通学区域は，当該隣接県立高校の属する市町村の全部又は一部を定める。

（細部の委任）

第５条　この協定の実施に関し必要な事項については，別に定める。

（適用）

第６条　この協定は，平成１９年４月１日以後に公立高等学校に入学する者に係る選抜から適用する。

この協定を証するため，本書６通を作成し，それぞれの県教育委員会が各１通を保有する。

平成１８年１１月３０日

茨城県教育委員会教育長
栃木県教育委員会教育長
群馬県教育委員会教育長
埼玉県教育委員会教育長
千葉県教育委員会教育長
東京都教育委員会教育長
神奈川県教育委員会教育長
新潟県教育委員会教育長
富山県教育委員会教育長
石川県教育委員会教育長
福井県教育委員会教育長
山梨県教育委員会教育長
長野県教育委員会教育長
岐阜県教育委員会教育長
静岡県教育委員会教育長
愛知県教育委員会教育長
三重県教育委員会教育長
滋賀県教育委員会教育長
京都府教育委員会教育長
大阪府教育委員会教育長
兵庫県教育委員会教育長
奈良県教育委員会教育長
和歌山県教育委員会教育長
鳥取県教育委員会教育長
島根県教育委員会教育長
岡山県教育委員会教育長
広島県教育委員会教育長
山口県教育委員会教育長
徳島県教育委員会教育長
香川県教育委員会教育長
愛媛県教育委員会教育長
高知県教育委員会教育長
福岡県教育委員会教育長
佐賀県教育委員会教育長
長崎県教育委員会教育長
熊本県教育委員会教育長
大分県教育委員会教育長
宮崎県教育委員会教育長
鹿児島県教育委員会教育長
沖縄県教育委員会教育長